

(宛先) 広島市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。

また、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 広島市長が住民基本台帳により請求者と請求者の属する世帯員の世帯情報を確認すること。
2. 広島市長が課税資料により請求者と請求者の属する世帯員に関する市民税課税状況を確認すること。
また、請求者と生計を一にしているが、住民票が別世帯となっている世帯の代表者から、広島市長が課税資料によりその世帯全員の市民税課税状況を確認することについて同意を得ています。
3. 広島市長が利用施設に請求者の利用状況を確認すること。
4. 広島市長が利用施設に請求者の利用料の支払状況を確認すること。
5. 広島市長が広島市福祉事務所に請求者の届出内容を確認すること。

以下に該当することを確認し、該当する場合は□にチェックを記入してください。

- 企業主導型保育事業を利用していません。
- 裏面5に記載した利用年月の施設等利用費について、他市町村へ請求していません。
- 就労証明書等について、広島市福祉事務所へ届け出た内容に変更はありません。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 こども との 続柄	生年月日	
氏名	※振込先は請求者名義の口座です。		現住所	電話:

2. 認定こども(認定こども毎に請求して下さい)

フリガナ		生年月日	
氏名			
認定番号		法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号

3. 償還払いの振込先の記入 (いずれかの□にチェックを記入してください。)

<input type="checkbox"/> 請求が2回目以降である。 ...既に届け出た口座へ振り込みますので、記入不要です。裏面4へ進んでください。							
<input type="checkbox"/> 請求が初回である 又は 届け出た振込先口座を変更したい。 ...以下を記入してください。(※1)							
金融機関名			金融機関コード		店舗名		店舗コード
銀行・信用金庫					支店		
農協・信用組合					出張所		
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座名義(カナ)				
口座番号							

※1 請求者名義に限ります。通帳(ご記入いただいた口座情報を確認できる部分)のコピーを添付してください。

<裏面も記入して下さい>

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

※書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ	所在地	
	施設名		
②	フリガナ	所在地	
	施設名		
③	フリガナ	所在地	
	施設名		
④	フリガナ	所在地	
	施設名		
⑤	フリガナ	所在地	
	施設名		
⑥	フリガナ	所在地	
	施設名		

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額合計利用料(a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※2	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d) ※4	請求額(cとdを比較して低い方を記入)
4月	円	円	円	円	円
5月	円	円	円	円	円
6月	円	円	円	円	円
7月	円	円	円	円	円
8月	円	円	円	円	円
9月	円	円	円	円	円
10月	円	円	円	円	円
11月	円	円	円	円	円
12月	円	円	円	円	円
1月	円	円	円	円	円
2月	円	円	円	円	円
3月	円	円	円	円	円

※2 上記で記入した利用料合計額を施設・事業に支払ったことを証明する「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額

⇒37,000(42,000)円×転出日までのその月の日数÷その月の日数

・途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額

⇒37,000(42,000)円×広島市での認定日を起算日とするその月の日数÷その月の日数

※日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件であり、月額上限額に1円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

※「転出日までの日数」や「その月の日数」などは、各月の実日数を用いる。